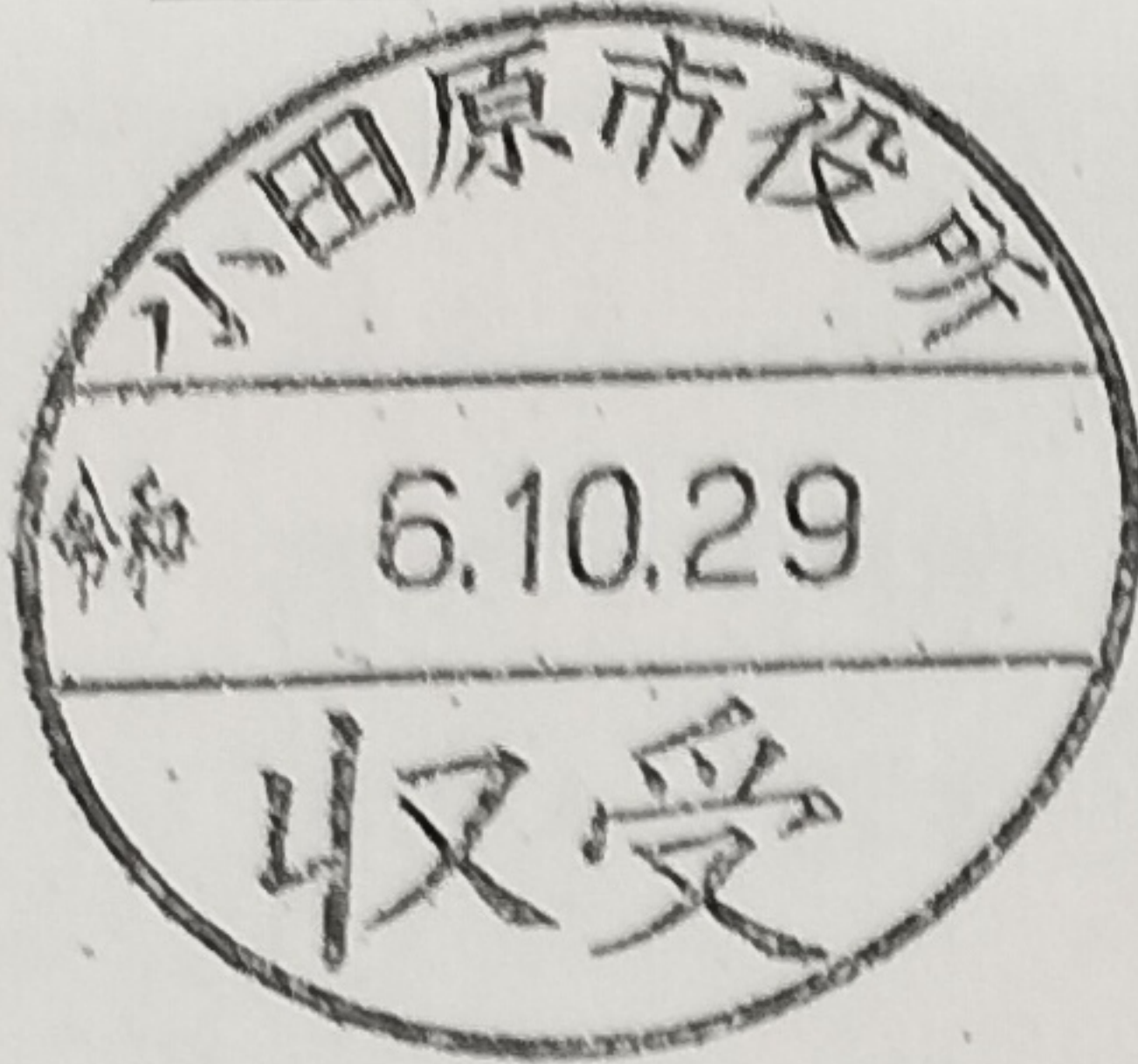


公文書公開請求書

2024年10月29日

請求先

監査委員 様



郵便番号

250-0055

住所

久野 2284-1

氏名

地方法自治のオックス
〜県西インバズマン〜
代表 岡崎 克人(法人その他の団体にあつては、事務所等の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

080-0458-1935

小田原市情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

公開請求に係る 公文書の内容	「小田原市職員措置請求書」 に対する 監査の結果 (3) のイ に 記載されている 根拠とあつて 書類一式。
希望する公開の 方法	☐ 閲覧、聴取又は視聴を請求します。 ☒ 写し又は複写をしたものの交付を請求します。 (☐ 郵送を希望します。)
担当部課等	監査事務局 電話 33-1769
諾否決定期限	令和6年11月13日
備考	

注

- 太線内のみ記入し、□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 公開請求に係る公文書の内容の欄は、公開の請求に係る特定の公文書が分かるように、公文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記入してください。
- 諾否決定期限は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、延長する場合があります。

監査第 235-1 号

令和 6 年 (2024 年) 10 月 25 日

請求人 大野 晃秀 様

請求人 岡崎 克人 様

請求人 柏木 修 様

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 加 藤 仁 司



小田原市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和 6 年 8 月 29 日付けで提出された小田原市職員措置請求 (以下「本件請求」という。) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 242 条第 5 項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり通知します。



小田原市職員措置請求書

政策監に関する措置請求の要旨

第1 請求の要旨

政策監であった八木大二郎氏（以下「八木氏」という）は、退任前8か月間の公務スケジュールについて、市が一切記録に残していないことから、当該期間の八木氏の公務実態が不明である。八木氏の公務実態がわかる期間のみの給与とすべきである。公務実態が明らかにされた期間又は時間のみを対象とする給料・手当・退職金（以下「給与等A」という）を算定し、実際に支給した給料・手当・退職金から給与等Aを控除した額（以下「不当給与等」という）の支出は、職務専念義務違反により、不当利得（原因がないのに利益を受け、それにより他人に損失を与えること）となる給与等の支出となるため、小田原市において損害が生じていると考えるのが相当である。よって、請求人らは、小田原市長に対し、政策監であった八木氏、又は、任命権者であり、かつ、管理又は監督者であった守屋輝彦前市長に対して不当給与等の全額の返還を求めること、および、今後の不当給与等の支出の差し止めを行うこと、という措置を、請求する。

上記の請求の根拠等を以下に補足的に説明する。

令和元年9月のかすみがうら市監査委員が発行した住民監査請求に基づく監査結果において、下記のとおり説示している。

記

・・・地方公務員法第35条（職務に専念する義務）に違反すると主張するが、地方公務員における職務専念義務の概念及び同条への違反があった場合における給与減額の適否が示された事例としては、東京地裁平成15年1月23日判決（平成12年（行ウ）167号）が参考となる。

その判決文において、最高裁平成12年3月9日判決（平成7年（オ）1266号）を引用し、「給与の支給対象となる勤務時間とは、労働基準法第32条にいう労働時間と同様に解されるところ、同条にいう労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、上記労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものと解するべきである」としている。

また、行政実例においても、昭和26年12月12日、地自公発第549号において、「地方自治法第35条の職務に専念する義務は、当該職員に割振られた（延長の場合を含む）勤務時間以外においてもあると解してもよいか。」との問いに対し、「設問の場合、な

いと解する。」と回答されていることから、地方公務員の職務専念義務は、勤務時間中のみ課せられると解される。

さらには、同裁判において、「給料とは、勤務時間条例に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であるから、職員が勤務時間中、勤務をしなかったときは、いわゆる『ノーワーク・ノーペイ』の原則に従って、特に承認があった場合を除き、給料を減額しなければならない」と判事している。

つまり、職務専念義務に違反した分の給与は、減額しなければならないとされている。このことから、採用後の職務専念義務違反により、不当利得（原因がないのに利益を受け、それにより他人に損失を与えること）となる給与の支出があった場合には、損害が生じることがあると判断し・・・

以上

政策監であった八木大二郎氏（以下「八木氏」という）は、退任前8か月間の公務スケジュールについて、市が一切記録に残していないことから（参考資料1）、当該期間の八木氏の公務実態が不明である。公務実態の立証責任は八木氏にある。八木氏が公務実態を明らかにできなければ、明らかにできなかった期間又は時間は、職務専念義務に違反していたものとするのが相当である。

上記の判断基準に基づけば、八木氏の公務実態が明らかになった期間又は時間のみについて、給与及び手当の対象とするべきである。公務実態が明らかにされた期間又は時間のみの給料・手当（給与等A）を算定し、実際に支給した給料・手当から給料Aを控除した額（不当給与等）の支出は、職務専念義務違反により、不当利得（原因がないのに利益を受け、それにより他人に損失を与えること）となる給与等の支出となるため、小田原市において損害が生じていると考えるのが相当である。

なお、政策監は常勤の特別職であるところ（小田原市条例第27号第2条第3項）、特別職であるという点で、市長および副市長と同種の職である。市長、副市長は、365日、時間単位で仕事内容について、情報公開請求をすれば開示されるはずであるところ、政策監も同様に開示されてしかるべきである。また、政策監を管理する管理者がいたとした場合には、その管理者が、公務記録を残すか、政策監に対して公務記録を残すように管理すべきであったものといえる。八木氏が守屋輝彦前市長に直属していたことから（同条例第27号第2条第1項）、八木氏に対する管理又は監督者は守屋輝彦前市長であるといえる。したがって、守屋輝彦前市長において管理責任があり、八木氏の公務記録が残っていないということであれば、その管理責任を果たしていなかったものといえる。管理者が管理責任を果たしていない中での八木氏に対する給与等の支出は、根拠のないものであり、小田原市において損害が生じていると考えるのが相当である。

いと解する。」と回答されていることから、地方公務員の職務専念義務は、勤務時間中のみ課せられると解される。

さらには、同裁判において、「給料とは、勤務時間条例に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であるから、職員が勤務時間中、勤務をしなかったときは、いわゆる『ノーワーク・ノーペイ』の原則に従って、特に承認があった場合を除き、給料を減額しなければならない」と判事している。

つまり、職務専念義務に違反した分の給与は、減額しなければならないとされている。このことから、採用後の職務専念義務違反により、不当利得（原因がないのに利益を受け、それにより他人に損失を与えること）となる給与の支出があった場合には、損害が生じることがあると判断し・・・

以上

政策監であった八木大二郎氏（以下「八木氏」という）は、退任前8か月間の公務スケジュールについて、市が一切記録に残していないことから（参考資料1）、当該期間の八木氏の公務実態が不明である。公務実態の立証責任は八木氏にある。八木氏が公務実態を明らかにできなければ、明らかにできなかった期間又は時間は、職務専念義務に違反していたものと考えるのが相当である。

上記の判断基準に基づけば、八木氏の公務実態が明らかになった期間又は時間のみについて、給与及び手当の対象とするべきである。公務実態が明らかにされた期間又は時間のみの給料・手当（給与等A）を算定し、実際に支給した給料・手当から給料Aを控除した額（不当給与等）の支出は、職務専念義務違反により、不当利得（原因がないのに利益を受け、それにより他人に損失を与えること）となる給与等の支出となるため、小田原市において損害が生じていると考えるのが相当である。

なお、政策監は常勤の特別職であるところ（小田原市条例第27号第2条第3項）、特別職であるという点で、市長および副市長と同種の職である。市長、副市長は、365日、時間単位で仕事内容について、情報公開請求をすれば開示されるはずであるところ、政策監も同様に開示されてしかるべきである。また、政策監を管理する管理者がいたとした場合には、その管理者が、公務記録を残すか、政策監に対して公務記録を残すように管理すべきであったものといえる。八木氏が守屋輝彦前市長に直属していたことから（同条例第27号第2条第1項）、八木氏に対する管理又は監督者は守屋輝彦前市長であるといえる。したがって、守屋輝彦前市長において管理責任があり、八木氏の公務記録が残っていないということであれば、その管理責任を果たしていなかったものといえる。管理者が管理責任を果たしていない中での八木氏に対する給与等の支出は、根拠のないものであり、小田原市において損害が生じていると考えるのが相当である。

第2 請求者

住所 神奈川県小田原市
氏名 大野 晃秀 (自署) 大野 晃秀
団体名 地方自治ウォッチャーズ ～県西オンブズマン～
電話番号
電子メールアドレス

住所 神奈川県小田原市
氏名 岡崎 克人 (自署) 岡崎 克人
団体名 地方自治ウォッチャーズ ～県西オンブズマン～
電話番号
電子メールアドレス

住所 神奈川県小田原市
氏名 柏木 修 (自署) 柏木 修
団体名 地方自治ウォッチャーズ ～県西オンブズマン～
電話番号
電子メールアドレス

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年8月29日

小田原市監査委員 御中

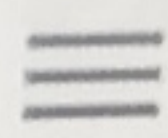
事実証明書一覧

- 1 違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての報道記事

事実証明書 1 違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての報道記事

別紙 1 に記載する。

別紙 1



ホーム

ニュース ▾

スポーツ ▾

PREMIUM

エリア別 ▾

カルチャー ▾

論説 ▾

紙面ビューアー

2024年 8月 25日 (日)

最新ニュース

自民党総裁選

ベ이스ターズ

かながわ百名山

新聞2週間試読

前小田原市長が設置、政策監の公務記録なく 退任前 8 カ月 検証作業難航も

特別秘書

...

政治・行政 | 神奈川新聞 | 2024年6月18日(火) 05:00



守屋輝彦・前市長（右）とともに退任する八木大二郎政策監（中央）

前小田原市長の側近で5月に退任した八木大二郎政策監の退任前8カ月間の公務スケジュールについて、市が一切記録に残していないことが17日、分かった。実質的なナンバー2で重要施策に関わったとされるが、公務の全容を

把握する庁内部署も存在しなかった。政策監ポストを巡っては前市長の「市政の私物化」という批判もあり、市はポストの妥当性について検証作業をする方針を示しているが、公務記録すらない「ブラックボックス」（市議会関係者）の解明は難航も予想される。

政策監は2020年5月に就任した守屋輝彦市長が新たに設置。市長の特別秘書という位置付けで重要施策の調査や調整に携わるが、副市長ら他の特別職とは異なり市議会の同意なく選任でき、議会出席の義務もない。守屋氏が県議時代の同期である八木氏を登用したことで「お友達人事」との批判も浴びた。



守屋市長の退任式に出席する八木政策監＝5月23日、小田原市役所

庁内の打ち合わせなど政策監のスケジュール調整は当初、市未来創造・若者課が担当し、職員が時間ごとの予定をメモとして作成していた。市議会は23年9月の決算審議で八木氏のスケジュールメモを資料請求。市はその直後の同10月からメモの作成をやめ、政策監の公務日程を示す公文書は一切なくなった。

前小田原市長が設置、政策監の公務記録なく 退任前 8 ...

以降、スケジュールも八木氏が退任するまでの8カ月間、自ら管理し、担当部署も八木氏の公務日程を把握できなかった。

他の特別職のスケジュール管理は

若者課は「市議会の資料請求でメモ作成をやめたわけではない。スケジュールが当初予定から変わったり、作成する手間もあったりしたため」と説明。市長や副市長の他の特別職は分刻みで秘書室がスケジュール管理し、公的な記録も残している。市職員課は「政策監の公務内容を把握しているのは前市長だけだった。（政策監の）スケジュール管理が適正かどうかは今後の検証で判断する」としている。

公文書を保有していない理由	従来、未来創造・若者課が把握した情報をまとめたスケジュールメモを作成していたが、精度が低く、事務的に活用する機会も甚微であったため、令和5年10月1日以降は、未来創造・若者課はスケジュール管理をしていないため、作成は行わず、政策監が自らスケジュール管理をしているため。	2022/9/14	出張（国会議員事務所との打合せ）
		2022/9/20	企画部との打合せ
		2022/9/21	広報広聴室との打合せ
		2022/9/22	出張（事業者との面談）
		2022/9/27	広報広聴室との打合せ
		2022/9/27	企画部との打合せ
		2022/9/27	都市部との打合せ
		2022/9/28	企画部との打合せ
		2022/9/29	広報広聴室との打合せ
		2022/10/6	出張（県議会議員との面談）
		2022/10/6	企画部との打ち合わせ
		2022/10/11	企画部との打合せ
		2022/10/11	企画部との打合せ
		2022/10/13	環境部との打合せ
		2022/10/13	出張（国会議員事務所面談）
		2022/10/14	企画部との打合せ
		2022/10/14	企画部との打合せ
		2022/10/14	特別職MTG
		2022/10/17	企画部との打合せ
		2022/10/17	企画部との打合せ
		2022/10/19	来客
		2022/10/21	出張（事業者面談）
		2022/10/21	特別職MTG
		2022/10/21	現地視察（経済部関係）
		2022/10/21	出張（県議

2023年9月まで作成されていた政策監のスケジュール予定表。情報公開請求に対して小田原市は同10月以降の予定表は「不存在」と回答した

“空白の8カ月”は今年4月に議会関係者が情報公開請求して判明。この関係者は「市の幹部が半年以上も何をしているのか分からず、市民に公開しないというのはあり得ない」と批判。5月の市長選を控えて守屋氏が通常4月の人事異動を7月に先延ばししたことから「守屋氏も八木氏も公務より選挙戦にシフトしたので、記録を残すと不都合があったのでは」と推測した。

市長選で4年ぶりの振り返りを果たした加藤憲一市長は「政策監が行政のガバナンス（統治能力）を乱していた。不都合な事実も検証しなければいけない」として政策監廃止の条例案を市議会6月定例会に提出。今月14日の総務常任委員会では「市長の分身である政策監に職員が忖度（そんたく）するという懸念は以前からあった。市民の疑念は晴らさないといけない」と検証を求める声が委員から相次ぎ、全会一致（退席1人）で可決した。（深沢 剛）